

(仮称) 久留米市障害を理由とする差別をなくす条例概要に関するパブリック・コメント 意見募集結果一覧

1. 条例への修正等意見及び市の考え方

No	項番号	項目	意見の概要	市の考え方
1-1	1-2	条例で使用する用語の定義について	(1) 障害者とは 一つ目の・「……その他の心身の機能の障害がある」に、「その他、難病・高次機能障害・過敏症（香り、触感等）等心身の機能障害がある」を挿入 (理由) 障害者総合支援法では 2013 年 4 月に障害者総合法に指定された難病も含まれると追加になっているため、難病を原因とする障がいも含まれるべきです。また、「心身に障害がある」といっても多岐にわたっており、できるだけそのことを知らせることが必要です。もっと挙げられれば具体性があつた方がよいのではないのでしょうか。	ご意見の趣旨と同義の考え及び検討をしております。しかしながら、心身の機能障害とは、非常に多岐にわたり、限られた文章の中で表現することは困難です。また、条文は可能な限り簡潔に本質的な表現を目指し、書ききれない内容等については、広報・啓発などの取り組みを推進することで周知を図る必要があると考えています。頂いたご意見を参考に施策推進に努めてまいります。
1-2			(2) 社会的障壁とは ・「……慣行、観念など」に「環境」を加える。 (理由) 「など」となっているが、「環境」を変えるだけでスムーズな生活になるため外せません。 例えば、「階段を手で移動」「階段をスロープに」「落ち着ける場所を作る」など、共生するための工夫や配慮を考へることが大切なので、文言として挙げるべきです。	「環境」を詳しく分類すると、事物（コト・モノ）や制度（行政）や事業の実施者が作る手続きやルール等）、慣行（昔からの習わし）・観念（個人の考え方や思い込み）などとなります。ご意見の趣旨を含んでいると考えられるため、このままの表現を用います。
1-3			(4) 合理的配慮とは 2つ目の・「……申し出に応じて」に「また、共生社会をめざす職場や地域などの配慮事項の提案を当事者等と協議する等」を挿入。 (理由) 当事者の申し入れだけを謳うことは、今までが当事者等が申し入れできない環境にあつたことと変わりません。職場や地域が受け入れの方法を考へ、当事者と提案・協議してより良い配慮を考へていく上で、大切なことです。	ご意見は、「合理的配慮」の「実施」または「提供」についてのもので考へます。 ご意見のとおり、合理的配慮は当事者等の希望をよく聞き、関係者がその実施について可能なこと困難なことなどをよく話し合い、当事者と関係者で建設的な対話を経て、最終的に実施されるものです。 この定義の項では、その実施又は提供する「合理的配慮」とは何かについて定義しており修正は行いません。 <u>2-3 項「合理的配慮の提供について」において、互いに協議を行う旨の修正を検討します。</u>
1-4			(4) 合理的配慮とは 3つ目・「……事物や制度……」に「環境」を加える。 (理由) 事物や制度だけでなく、モノの環境・人的環境が柔軟に変更・調整できることが大切です。	No. 1-2 と同様の考え方になります。

No	項番号	項目	意見の概要	市の考え方
1-5	2-2	「不当な差別的取扱い」の禁止	<p>(4)労働・雇用分野</p> <p>三つ目に「・障がい者雇用率が法定雇用率を下回らないように、未達成の市・事業者・団体等に毎年の雇用率発表を義務付けることを」挿入</p> <p>(理由) 一例で県教育委員会の障がい者雇用率が19年度以降「法定」を下回っています。9月14日の県議会で本年度は120人ほどの雇用が必要だと明らかになりました。法定雇用率を下回る行政・事業者・団体等を明らかにすることが必要です。</p>	<p>この規定は、採用試験・雇用上の福利厚生・研修の機会・昇進・配置・賃金などで不利益な取扱いを禁止するもので、本来ある権利を守るためのものとなります。</p> <p>頂いたご意見は参考とさせていただきます。</p>
1-6	2-3	合理的配慮の提供について	<p>合理的配慮の内容を具体的に挙げてほしい。</p> <p>(理由) 障がいのある方や家族が申し出ないと考えられないということでは、共生社会は望めないのも、もちろん申し出もあつた方がわかると思うが、どのような配慮が考えられるのかを示す必要があります。</p>	<p>合理的配慮は、障害の状況、ご本人の希望などから多岐にわたり全てを記載することはできず、条例に書かれていないことは合理的配慮の必要が無いと解釈されることを避けるためもあり、本質的な表現とする予定です。</p> <p>合理的配慮は考え方のポイントを理解し、状況を判断して相談や提案する必要があります。</p> <p>これらは別途周知を図る必要があります、頂いたご意見も参考に努めてまいります。</p>
1-7			<p>「市と事業者は常に合理的配慮について研究し障がい者に情報提供しなければならない」を挿入</p> <p>(理由) 自分自身への合理的配慮について要求を思いつかなかつたり、要求できない障がい者も多いと思われます。</p>	<p>No.1-6と同様の考え方により、施策推進において合理的配慮が進むよう取り組みます。</p>
1-8	3-1	相談窓口について	<p>「3-1.相談窓口について」の次に「3-2.苦情の申し出について」の項を起こし、以下の項目を追加</p> <p>・市の障がい者差別解消の推進に対して意見や要望があるときや市の一般施策が障がい者差別解消の推進を阻害していると思われるとき申し出ができる。</p> <p>上記の項を追加することによって、3-2を3-3に、3-3を3-4に、3-4を3-5に、3-5を3-6に、3-6を3-7に、3-7を3-8に変更する。</p> <p>(理由) 「絵にかいた餅」の条例にならないためには、いかに調整委員会を執行あるものすることができるかにかかっています。障がい者差別解消の視点からみて改めたほうが良いと思われる施策や施策が障がい者差別解消とは反対のことがおきたときに、施策がなかなか進まないときに苦情を申し出る体制が必要です。</p>	<p>差別相談について、差別の相手方を限定しておりません。</p> <p>これまでも市では行政施策におけるそれら事案について相談を受け差別相談として対応しており、今後も行政の事務事業で起きた差別相談について対応していきます。</p> <p>苦情の申し出として分類する必要は無いと考えられるため、追加は行わないこととします。</p>

No	項番号	項目	意見の概要	市の考え方
設置 条例 1-9	3-2	調整委員会の設置について	<ul style="list-style-type: none"> ・調整員推進委員の定数 ・調整員推進委員の任期など 条例施行に関し必要な事項を除き、条例に記載すること。 (理由) 先日の説明会において「守秘義務が記載されていない」の質問への回答は、規則に載せるという回答がありました。条例は、地方公共団体がその事務について、議会の議決によって制定する法規であり、規則は地方公共団体の長等がその権限に属する事務について制定する法規を言います。条例は簡単に変えることができません。しかし、規則は市長が変われば変えられることもあります。担保していくためのものは、条例に記載する必要があります。 さらに、規則は市民の目にはとどきにくく、「差別解消のための体制」は、市民の目にふれやすいものにする必要があります。 人権・差別を問題とする障害者差別解消と男女平等推進の歩みは連帯するもので、その視点で見れば、「久留米市男女平等を進める条例」の一読を勧める。久留米市男女平等を進める条例は全国から高い評価をうけている。	※守秘義務については No. 1-10 参照 委員定数、任期については概要に記載したとおり、条例に規定する予定です。
1-10	3-2	調整委員会の設置について	守秘義務についての項を起こす。 (理由) 第三者機関を設置する時、必ず守秘義務の項を入れるのが通常です。相談者はこれが規則の中にあることで安心して相談でき、当事者が不利益を被ることがないようにするために必要です。	守秘義務について、頂いたご意見を参考に条文修正を検討します。
1-11	【4】	差別解消のための施策	P4 項目の 4-1~4-8 の担当部署を明記する。 (理由) 障がい者担当だけではできない施策も多い。	4-1 項に記載するとおり、市における差別解消の取り組みについて、条例を根拠として基本方針を定めることとしています。この基本方針は全庁的に運用していくために定めるものであり、ご意見の趣旨と同義です。 担当部署名の記載は行いませんが、ご意見の趣旨と同義の手法によって進めてまいります。
1-12	4-4	教育・保育について	インクルーシブ教育や保育の取り組みについて現状を研究・公表すること (理由) 特別支援学級や放課後デイの増加はインクルーシブ教育や保育の方向性と異なるため。	頂いた意見を関係部局と共有し今後の参考とさせていただきます。

No	項番号	項目	意見の概要	市の考え方
1-13	4-4	教育・保育について	「教育機関や関係機関と調整をしながら、」を削除し「・インクルーシブ教育や保育の取り組みを進める。」に変更 (理由) 保護者の多くは一緒に学ばせたい思いがあるにも関わらず、現状行われている通常学級や交流学級では合理的配慮がされていないために手厚い支援を求め、特別学級への在籍を希望しています。「調整をしながら」では、今までと何も変わらず、差別解消や共生社会を実現できません。久留米市独自のインクルーシブ教育の実現を期待します。	ご意見ありがとうございます。 調整とは、実現に向けて様々な状況を踏まえ工夫していくことであり、必要な過程と考えられるため、「調整する」旨の表現とする予定です。 頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。
1-14	4-4	教育・保育について	放課後デイの質の確保を図ること (理由) 久留米市の放課後デイ事業者の数が多く、質が確保されていない事業所もあるため。	頂いたご意見は事業所への指導等における今後の参考とさせていただきます。
1-15	4-5	意思疎通支援について	1つ目の「・障害に応じた、また場に応じた、さまざまな支援……」に、下線を挿入。 (理由) コミュニケーション手段・意思疎通手段の利用は、だいぶすすめられていると思うが、肝心な政治参加（立会演説会等）といった分野では、なかなかその手立てが公的に活用されていないので、それが当たり前になってほしい。	頂いたご意見を参考に施策を進めてまいります。
1-16	4-8	災害への備えについて	・「障がいに応じた配慮を考えての、避難場所の設置をすすめる」を追加。 (理由) 熊本地震の折に、車いすの方々が一般の避難所で過ごすことができず、苦勞し、やっとの末に、私立大学の設置した避難所に落ち着いたと聞きました。避難したところに行けるのが一番だが、難しいときもあります。どこにどんな受け入れ避難所があるか把握し、そこへの移動の方法も公的に配慮してほしい。	久留米市では、指定避難所において障害のある方に対応するため、環境整備や避難所従事をする職員に対しての配慮に関する周知徹底を毎年実施するとともに、円滑に避難できるようにするための事前の取り組みなどを進めています。 あわせて、各避難所の情報（多機能トイレの有無やスロープの有無など）の把握に努めております。 頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。

No	項番号	項目	意見の概要	市の考え方
1-17	-	全体的な意見として	「障害者」を「障がい者」とする。 (理由)「障害者」の文言が、やはり課題です。せめて文字面だけでも、「害」の文字をはずしてほしい。タウンミーティングで理由は聞きましたが、協議をした方々は、「差別をする人を含めての意味としてとらえるのでそのまま」ということであるが、一般の人がそういうとらえ方をするのでしょうか。「障がい」当事者としてのとらえ方では、ないかと思うので、せめて、文字を変えることで意識を高める方がいいのではないかと思う。福岡県では、条例に「障がい者」が使用されているのでこれに準じる必要があります。	ご意見ありがとうございます。 「害」の表記について、久留米市では、法令用語に準拠しております。 「障害」は、障害者ご本人の機能障害を指すものだけではなく、制度や事物など、社会の側に多く存する「障壁」によってもたらされるという、「社会モデル」の考え方に根拠を置いており、「社会モデル」の考え方はますます進んでいます。その「社会の側にある障壁」が「障害」であることを明確にし、社会がその障壁の除去をしていかなければならないという考え方の周知をすすめるため、「障害」としております。そのため、条例名称についても、「障害」とする予定です。
1-18			文章化をお願いしたい。(また、難しいことばでなく) (理由)箇条書きでは、意を尽くせません。	新たな条例の制定にかかるパブリック・コメントでは、条例制定の手続きの関係上、条例素案を示すことはできず、その概要や骨子によって意見を募集することとされております。箇条書きであること、閲覧資料の内容が限定的であることなどご理解いただければと思います。 頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。
1-19		附則はどうされるのか。 (理由) 提案の仕方がとても粗いため、条例案ができた時にもう一度パブリックコメントを出す必要があります。		
2	1-4	市の責務	基本理念において「社会的障壁の除去は社会の責務」であり、「あらゆる分野で社会的障壁の除去や合理的配慮を進める」と挙げられています。その理念を実現していくためには、【4】に掲げる施策だけでは不十分で、より積極的な施策が必要ではないかと思えます。 具体的には、市の責務として、特に事業者が合理的配慮の提供を行うための支援(事前に障壁を除去するための環境整備の支援と言った方がよいかもしれません)を行うことを加えることなどが考えられます。 今後の施策展開の中で検討が予定されているのかもしれませんが、基本的な方向性として条例に定めることで、事業者の主体的な取り組みを促す素地を培うことに繋がるのではないのでしょうか。	

2. 条例に関するその他一般意見及び市の考え方

No	項番号	項目	意見の概要	市の考え方
3	4-6	話しやすい相談の場の充実について	(差別や虐待を受けた経験があり) 相談ができる場が増えて、安心して生活できるようになるといい。 条例ができて、相談を皆ができるようになるといい。 話せる場があるのがいい。	行政が設置する相談の場だけでなく、すでに障害者の皆さんが日常的に相談されている人や場所、団体等との連携を強化し、どこでも話せ、その話が行政にも届き、解決に向けて進めていくことを想定し、取り組むようにしています。 相談相手には、信頼できる事業者や団体の皆さまとともに体制の充実を図ります。 頂いたご意見を参考に進めてまいります。
4	4-3	情報発信	施設等から話(書類)があっても言葉も難しく横文字が多いのでわからない。専門的な言葉では無くわかりやすい言葉で説明して欲しい。条例にしても、難しく入って来ない。分かりやすくして欲しい。	条例制定後の周知にあたっては、できるだけわかりやすい資料の作成に努めます。 ご意見を参考に進めてまいります。
5	4-2	啓発・理解促進	てんかんがあり、発作で倒れた際に差別を受けた経験がある。病気に対する理解が足りていない。 禁止ばかりでなく、小さなフォローや声掛けをしてもらえるだけで、それだけでいい。(条例で) 平等を言われると、今までの生活が変わるのではないかと言う不安が出る。 見た目が普通の人と変わらない場合、周りの人が分からないため、(障害福祉事業所の) スタッフ等が気遣いをして欲しい。皆で声を掛け、心づかいができる世の中になって欲しい。	ご意見のとおり、てんかんや精神障害、内部障害(心臓や腎臓)など、外見ではわからない障害は、理解されず差別を受けたという話を、これまで条例の検討過程でもお聞きしています。様々な障害の理解がもっと進むよう、条例に基本的な施策として規定することとしました。 また、この条例の理念又は目的は、誰もが自身の行動や意思によって得ている生活や安心(つまり権利)を、障害があっても、当然に得られる社会とすることです。 ご自身が望む生活(権利)を守るための条例であり、望まない生活となるものではありません。 頂いたご意見も参考に、正しく周知し理解が深まるよう努めてまいります。
6	【2】	禁止規程	条例が出来てどうなるかわからないが、不動産とか条件というか、自分は目が見えないけど職員(福祉事業所の)が大家さんとかと話しかかってもらって今がある。条件をつけるのがダメとなって、何でも自分でしないといけなくなったらどうしようかと思う。周りのちょっとした助けがあれば生活が安心してできる。	この条例では、「正当な理由なく、障害を理由」に拒否や制限、条件をつけることで、障害者の方への不利益を与えてはならないということを定める予定です。 ご意見の内容は、不利益を与える「条件」ではなく、ご本人の意思に沿うよう合理的配慮を行ったケースと思われる。制定しようとしている条例は、合理的配慮を進める条例であり、その目的が正しく理解されるよう周知に努めてまいります。

No	項番号	項目	意見の概要	市の考え方
7	—	条例制定について	よく分からないので話を聞きに行ったが、全くわからなかった。今の生活が変わらないのなら良い。 ここに来て20年近く経つから、いつも皆と一緒になので嫌な思いはしていなかった。	誰でも理解できる説明方法を検討し、今後の周知に努めてまいります。頂いたご意見を参考に努めてまいります。
8	—	全体的意見	縁で変わってくるところがあると思う。(障害があると知って受け入れてくれる人が多いかどうか) 障害があります、と言いやすくなったらいい。 条例が出来て何が変わるか良くわからない。条例の事じゃなくてもそれぞれに分かるようにして欲しい。 仕事をしている時は差別を感じるような事は無い。	誰でも理解できる説明方法を検討し、今後の周知に努めてまいります。 また、「障害があることを言いやすい」地域社会となるよう、努めてまいります。
9	—	その他意見	自分自身が差別を受けたことは無いが、ニモカ等で障害者割引を使い、とても助かっている。条例が出来てもそういうのは続けて欲しい。	ご意見は、交通事業者様による取り組みに関する内容です。今回の条例の制定によって変わるものではありません。 また、他の福祉事業についても、同様です。
10	—	全体的意見	条例の話聞きに行ったが、(資料を)そのまま読んでいただけで全く分からなかった。不安になって途中で外に出ました。色々考えると不安です。親の話を聞いて、子どもの気持ちは?と思った。 条件を付けたりしてもらえ(自治会の役目をしなくていい、体調を考慮して優しくしてもらえなど)から、生活ができていところもある。条例が出来て、皆が嫌な気持ちになり、反対に悪くならないか心配。条例の話聞いて不安ばかり募り気分が悪くなった。 今がとても幸せなので、条例が出来て今の関係が壊れたらどうしようと考えた。年金をもらったりニモカが半額になったりするの是不平等にあたるのでは?とか色々悩みができた。 条件を付けるのは差別ではない。守るべきことを守らないからわかってもらえず条件と言う言い方になると思う。 自分たちは次々優遇してもらっていて、守ってもらっていて、なのに条例を作ってプレッシャーになるかと思うと不安できついです。今のままの生活が無くならないか不安です。	この条例で禁止しようとしている「条件をつける」ことは、ご本人に配慮をするための条件のことを指しているものではありません。 条例は、障害があるということだけで、ご本人様の障害の状態に配慮もせず、意見も聞かず、一方的に拒否をしたり、条件(制限)をつけて、誰もが得られるサービスを受けられなかったり、一部だけになることを禁止するもので、「不当な差別的取扱いの禁止」と定義しています。 この条例の目的は、障害がある人が障害がない人と同じように権利が守られることを目指すものです。 その上で、合理的配慮の提供を進めていくのも、この条例の目的です。 障害があってもなくても地域で共に生活できる社会の実現に向けて、この条例の目的がきちんと伝わるよう今後の周知に努めてまいります。

No	項番号	項目	意見の概要	市の考え方
11	—	その他	言葉がむずかしくてわかりません。もう少し分かりやすい表現を提供して欲しい。最近は対応がよくなっている。障害者に関係なく優しい対応をしてもらいたい。	条例をわかりやすくしたパフレットを作成するなど、わかりやすい周知に努めてまいります。
12 13 14	—	その他	今までと変わらず生活できればよい。 ※同様のご意見が他2件あり	ご意見を参考に努めてまいります。
15	3-1	相談窓口	条例で市に相談に来て良いですよと言ってくると相談しやすいと思う。	条例では、障害者ご本人、その家族、その他関係者や事業者が相談できるような窓口を検討しています。頂いたご意見を参考に検討を進めます。
16	—	参考意見	条例はいらないと思う。そもそも（障害は）個性です。押し付けられているようで息苦しく感じます。	この条例は、誰もが共に地域で生きていくことを進めるための条例です。押し付けになることなく、障害や障害者に対する市民の理解が進むよう努めてまいります。
17	—	対象者について	障害を理由とする差別をなくす条例の概要については立派な枠組みであると思います。 私個人の意見ですが、差別を受けていると感じるのは障害者のみでしょうか。 例えば障害者家族はどうでしょうか。障害者をもつ家族は差別を受けていないと言えるでしょうか。 障害を理由とする差別の枠には該当しないのでしょうか。ご検討ください。	合理的配慮について、障害者の家族からの求めにも応じることや、相談窓口では障害者の家族からの相談にも応じることが概要に記載しているとおり、今回の条例に規定することを予定しています。
18	—	参考意見	条例を作るのは良いが、ダメなことはダメと言うことも大切。病気があっても悪いことは悪い、それは分かるはず。少なくとも自分の周りは分かっていた。 差別を無くすなら、そこから無くして欲しい。	頂いたご意見を参考に、差別解消の取り組みが進むよう努めてまいります。

No	項番号	項目	意見の概要	市の考え方
19	—	全体的意見	<p>障害者差別はあってはならないし、障害者も幸せに生活できる権利があります。</p> <p>医療、公共、仕事、入居、様々な場合において、偏見や拒否はいけません、分からない事も多く（理解しようと寄り添ったとしても）受け入れたことで不安・不自由にさせたり、安全を確保できない場合もあります。</p> <p>条例を作るなら、様々な所で指導や理解が必要になってくると思います。</p> <p>障害者の方々が少しでも不安や不自由なく生活できる環境を願っています。</p> <p>条例を作ることで何か改善されますか。常識的な事を決めるだけなら作らなくても良いと思います。</p>	<p>この条例は、ご意見にあるように、当たり前にある権利を、障害を理由として不当に侵害されることの無い地域社会、誰もが共に生きていける地域社会の実現を目指すものです。</p> <p>条例をつくるだけではそれは実現されず、目的を果たすために、行政のみならず、市民・事業者が共にどう行動するかが重要です。</p> <p>頂いたご意見を参考に、差別解消の取り組みに努めてまいります。</p>
20	—	参考意見	<p>罪になる行動は間違いなく行ったのに刑が軽くなるのは許されない事だと思います。</p> <p>ノーマライゼーションには、私たち一人ひとりができることがあると思うので、ちょっとした声かけで誰でも住みやすい環境を整えることが必要だと思います。</p>	<p>頂いたご意見を参考に努めてまいります。</p>
21	—	全体的意見	<p>まず初めに私はこの条例に反対です。本当に障害がある方とかかわった方が考えられたのでしょうか。差別を無くそうと助けようとしていることが逆に苦しめることになりませんか。</p> <p>まず教育の場面から、まだ善悪がつかない子供からイジメ対象となり学校生活から苦しむのでは。先生のフォローも増えますよね。</p> <p>そして、社会的な立場になって労働する時、健常者と障害者が賃金福利厚生などで一緒になると、今まで差がある事で我慢できていたことが健常者が障害者に対して不満がつのりあたりが強くなり働きにくくなると思います。</p> <p>この条例が制定されたら障害者年金ももちろん廃止ですよ。廃止されたら障害者も働かないと生活できなくなり支える家族も倒れてしまいますよ。</p> <p>障害者を助けることは大前提として、サポートする周りの方の支援も考えて欲しいです。</p> <p>健常者も生活しにくい未来になりそうです。</p>	<p>この条例は、障害者差別解消法と同じく「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を義務付けるものです。</p> <p>様々な状況（各障害の状況も含み）を全て顧みず、一律全てを同じにする、という主旨ではありません。</p> <p>障害があるという事だけで、その他の正当な理由もなく、権利（例えば雇用機会の均等という権利）を奪う行為などを禁止するものです。</p> <p>正当な理由とは、そのケースごとに異なるため一概には申せませんが、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）との関係性も考慮して判断するものとなります。</p> <p>これらを条例に全て記載することは困難ですが、条例の根拠とする障害者差別解消法について、内閣府が考え方を示しております。条例施行後は、法の考え方同様に、事案ごとに検証し判断することとなります。</p> <p>頂いたご意見を参考に、条例の理念・目的が正しく伝わるよう周知に努めてまいります。</p> <p>なお、条例制定によって障害者年金が廃止されることはありませんので申し添えます。</p>

No	項番号	項目	意見の概要	市の考え方
22	-	全体的意見	<p>差別の禁止、解消の為の体制など、守っていただく為の条例を作っていただき、ありがたく思います。感謝します。</p> <p>環境の整備や、災害への備え等もこれから話し合っていく必要が大いにあると思います。</p> <p>インクルーシブ教育で、障害がある為できる事できない事があり、できない事を同級生（友人）としてどう手助けできるかなども学んでもらえれば、その子たちが大人になられた時はこんな条例もいらぬ社会になっていけばと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>条例がなくとも、当然に共に生活できる地域社会となることをめざし、啓発等をはじめ各種施策を進めてまいりたいと思います。</p> <p>頂いたご意見を参考に努めてまいります。</p>
23	-	全体的意見	<p>条例を定めたところで罰則等設けない限り業者や一般の方々の意識は変わらないと思う。「いじめ良くない」と言われ続けているが、子どもだけでなく大人もやっている時点でお察し。条例ができる事できちんと運営されているところ、理解や意識をもっておられる企業が不利益にならないようにと思う。</p> <p>また、この条例を作ります、作っています、という周知するための準備が足りていないし、先日のタウンミーティング時にもう少し具体的な、又は例としていくつか条例内容があげられると思ひ、それを聞いて意見を書くつもりだったが、素案として決まっていなと。</p> <p>これから同じような話を聞く場を作り進行状況を知らせる事があるのか。</p> <p>医療機関等ちゃんとお知らせしていたとも言っておられたが、不参加の時点で興味がない、意義を感じないと思っっているのでは、と思われても仕方ないです。</p> <p>障害福祉に関係ある人だけが知っていればよいような条例ではないはず。</p> <p>一般の方には「障害者ばかり」とならない配慮、障害を持つ方、かかわりのある方側も自分は優遇されているんだから、優先されるべき、配慮されて当たり前とならないよう、“合理的配慮”がそれぞれに機能してくれること。</p> <p>条例によって、相談する場、そこまでつなげられる機関の充実、当事者たちの笑顔が守られていければいいと思います。</p>	<p>タウンミーティングでは、その時点で市民の皆様様に公開できる内容について、条例制定の手続き上の制約に沿って作成した資料を配布しました。</p> <p>条例の検討には、各障害の当事者の皆さまと少人数で構成した検討チームによる16回の協議、教育関係・医療関係・商業関係・交通関係・福祉団体・当事者団体などから30人程度で構成する障害者差別解消支援地域協議会で6回の協議を経て意見を頂きました。</p> <p>その検討の議事録は市HPでも公開しており、閲覧することができます。その他、市広報誌でも複数回にわたり、条例を制定するための検討をしていることをお伝えし、毎年開催しております障害者差別解消シンポジウムでもお伝えするなど、さまざまな手段・媒体を用いて広報に努めてまいりました。</p> <p>このように周知に努めてきましたが、ご指摘の状況が実態と受け止めております。反省するとともに引き続き周知に努めてまいります。</p> <p>また、ご心配されるように、障害者差別とは何か、権利とは何か、合理的配慮とは何かについて、正しい理解が広まらなければ、「差別解消」と「優遇制度」が混同されたり、過剰な要求に繋がっていく可能性もあります。</p> <p>頂いたご意見を参考に、条例の周知と共に、権利とは何かを学ぶ学習など、併せて進めるよう努めてまいります。</p>

No	項番号	項目	意見の概要	市の考え方
24	-	全体的意見	障害者が弱者であるならば、その方を守る条例を作る事は必要な事であると思う。 その為に大変な労力や協議も重ねておられるのは十分に理解しているが、せっかく作っても「絵に描いた餅」にだけはならないように願っている。	ご意見を踏まえ、差別の解消が進むよう、努めてまいります。
25	-	全体的意見	条例を作っても、それを理解できる人、できない人、ある事自体を知らない人も多いのでは。又、差別を受けているが差別と感じていない人もおおいのでは。 条例を作る事が大事なら、できるだけ周知に向けての対策を検討していただきたい。	条例を作る事が目的ではなく、作った後に運用し、差別の無い社会にしていくことが目的として進めております。 頂いたご意見も参考にしながら、障害や障害者差別に関する正しい理解、権利の学習、条例の主旨や内容の周知など、努めてまいります。
26	【2】	禁止規程	今まで障害者雇用であったり福祉の事業所に作業をお願いしてきた者として、何だこの条例は、条例が出来たら腫物を触るように対応しないとイケないのか、という気がしますし、モヤモヤ感が半端ないです。拒否・制限をする・条件をつける事の禁止がほとんどの分野で書いてあります。 その書き方自体がおかしいと思います。 この条例が出来たら、障害者の方は「自分は障害者だから出来ません。」という発言や、悪いことをしたらちゃんと罪を償うという事も平等にして貰わないとおかしいと思います。 ※条例に直接関係の無い内容は割愛	この条例は、障害を理由に、本来その方が受け取ることができる権利を不当に奪う取扱いを禁止するものです。 閲覧資料では、差別の禁止の章で、分野別の項を記載する前提としてその主旨を記載しており、条例でも同様に前提条件として「障害を理由とした不当な差別的取扱い」についてその行為を無くすよう禁止する予定です。 本来誰もが受けることのできること以上のものを、障害者であるから受け取れるという内容の条例ではありません。 また、合理的配慮についても、ご本人の意向を聞き、その対応が可能かを検討し、できる範囲についてご本人と話し合い、互いに歩み寄りながら対応していくもので、どちらか他方の権利のみを一方向的に優先するものとは異なります。 法の趣旨、条例の趣旨、取り組むべき内容などが、正しく理解され広まるよう努めてまいります。
27	-	参考意見	どちらか一方を強く守る法律を作った時、受け入れ側は拒否も出来なくなってしまう。事例から深掘することから始めるべきではないか。 障害者差別解消の為に事業者に発生する追加費用については国や市が負担すべきでは。 法律制定前にもっと周知徹底があるといいと思う。 そもそも公平とはあるのか。障害者と健常者の間にある人たちはもっと報われていない。周知徹底が重要。	今回の条例検討では、当事者団体 35 団体との意見交換（内、4 団体は意見提出のみ）をはじめ、当事者委員から実態や願う事などを徹取し、共に協議をしてきました。 また、合理的配慮等に経費が必要な場合がありますが、過度な負担となる場合は、対応可能な方法を提案し建設的に話し合いを進めることとなります。 ご意見にあるように正しい理解が進むような周知徹底が求められると考えております。頂いたご意見も参考に努めてまいります。

No	項番号	項目	意見の概要	市の考え方
28	-	参考意見	<p>条例をつくる必要性が理解できない。条例では無く、別の方法で健常者に理解が深まるようなことをすべき。</p> <p>当事者の方に作っている割には、一般の方でも理解しづらい概要だと思う。タウンミーティングではもっとわかりやすく説明してもらいたかった。</p>	<p>今後、わかりやすい周知に努めてまいります。</p> <p>《参考》条例を制定する必要性については、市ホームページ「久留米市障害者差別解消支援地域協議会」の令和3年度第1回会議資料をご覧くださいと幸いです。</p>